

笠置町監査委員告示第 8 号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 8 年 8 月 4 日

笠置町監査委員 東 達廣

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日	時	令和 8 年 7 月 2 4 日（金）
		午前 9 時 30 分から午前 1 1 時 1 5 分まで
場	所	笠置町役場 2 階 議員控室
監 査 対 象		1. 7 年度主要事業の結果と課題について 2. 8 年度主要事業調書の概要について 3. タブレットの活用及び配布状況等について

2. 監査内容

定期監査において以前に指摘した事項に対する対応状況及び令和 8 年度の予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

令和 7 年度主要事業及び令和 8 年度主要事業について説明を受け、各施策の実施状況及び今後の方向性について審査を行った結果、次のとおり意見を述べる。

地域防災力の向上については、防災情報タブレットの配布率が約 91%に達し、防災行政無線を補完する情報伝達手段として一定の成果が認められる。今後は全戸配布を目指すとともに、個別受信機との役割整理や運用方法を検討し、タブレットのさらなる有効活用を図られたい。また、見守り機能や広報配信、公共交通予約など、多面的な活用についても積極的に検討されたい。

公共交通については、循環バスとデマンド交通の運行状況を踏まえ、利用実績や費用対効果を十分検証し、持続可能で利便性の高い公共交通体系の構築に努められたい。

いこいの館については、長年の課題となっている施設であり、町のランドマークとして住民の関心も高いことから、民間活力の導入を含め、早期に利活用の方向性を示されたい。また、施設の将来像については、住民意見を十分に把握しながら検討を進められたい。

ふるさと納税については、返礼品基準の厳格化など厳しい環境にあるものの、引き続き事業者との連携を強化し、新たな返礼品の開発及び寄附額の増加に努められたい。また、企業版ふるさと納税についても積極的な活用を図り、必要な財源確保に努められたい。

河川空間活用事業については、河川オープン化の実現を評価するとともに、キャンプ場を中心とした観光振興及び地域経済の活性化につながるよう、町内事業者やまちづくり会社等との連携を一層推進されたい。

移住・定住施策については、地域おこし協力隊や保育園留学など新たな取組に期待するところである。受入体制を充実させるとともに、参加者が将来的な定住につながるよう継続的な支援を行われたい。また、過去の移住支援制度に関する事案についても、移住者との信頼関係を損なうことのないよう、丁寧な対応に努められたい。

町史編さん事業については、町制 100 周年を見据えた重要な事業であることから、必要な人材の確保及び組織体制の整備を進め、貴重な歴史資料の収集・保存に万全を期されたい。

観光振興及び情報発信については、SNS や動画配信などデジタル媒体の活用を推進する一方、継続的な情報発信が行える体制づくりに努められたい。また、イベ

ント支援については、公平性及び適正な補助金執行を確保しながら、地域のにぎわい創出につながる事業を積極的に支援されたい。

以上、令和7年度事業の成果を踏まえつつ、令和8年度事業については、限られた財源の中で事業効果を十分に検証し、住民福祉の向上と持続可能な行政運営に努められるよう要望する。